

平成27年1月~6月

国土交通省運輸審議会

## はしがき

平成27年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

# 目 次

# 運輸審議会半年報

# 平成27年1月~6月

Ι	I 今期の活動概要 ····································	• • • • • • • • •	2
П	I 運輸審議会審議事案等の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	4
Ш	Ⅲ 答申書		
	自動車		
	平 2 7 第 5 0 0 1 号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域 (仙台市)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	平27第5002号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域		
	(秋田交通圏)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 0
	平27第5004号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域		
	(熊本交通圏)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 5
	平27第5006号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域		
	(奈良市域交通圏)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • •	2 0
	平27第5007号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域		
	(広島交通圏)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • •	2 5
	平27第5008号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域	成の指定	
	(大分市) について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3 0
IV	V 説明聴取事案 ····································	•••••	3 5
V	V 部会 ·····	• • • • • • • • •	3 5
VI	/I 報告聴取等 ····································	• • • • • • • • •	3 6
VII	Ⅲ 委員の構成等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 7

# I 今期の活動概要

### ■ 概 況

今期は、審議案件が9件あり、答申を6件(自動車6件)、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案(以下、「説明聴取事案」という。)の認定を3件(鉄・軌道2件、港湾1件)行った。また、他にも諮問を受けた案件が4件(自動車4件)あり、審議を継続している。

### 1 審議案件

#### 鉄・軌道

WILLER TRAINS(㈱及び四日市あすなろう鉄道㈱からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可(鉄道事業再構築実施計画の認定)申請事案について、2月5日に説明を聴取し、同月12日に説明聴取事案として認定した。

#### 〇 自動車

4月 28 日に諮問された一般乗用旅客 自動車運送事業に係る特定地域の指定 (仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏) 事案について、5月12日、19日及び21 日に審議の上、同月 26 日に指定するこ とが適当である旨答申した。

6月2日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(奈良市域交通圏、広島交通圏及び大分市)事案について、同月11日及び18日に審議の上、同月23日に指定することが適当である旨答申した。

4月 28 日に諮問された一般乗用旅客 自動車運送事業に係る特定地域の指定 (新潟交通圏)事案について、5月 12 日、19 日及び 21 日に審議を行い、公聴 会開催申請を受けて運輸審議会主宰の公 聴会を開催することを決定し、その後も 審議を継続している。(注1)

6月2日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(神戸市域交通圏)事案について、同月 11日及び 18 日に審議を行い、その後も審議を継続している。(注2)

6月4日に諮問された遠州鉄道㈱及び 長崎自動車㈱からの一般乗合旅客自動車 運送事業の上限運賃変更認可申請事案に ついて、同月16日及び30日に審議を行 い、その後も審議を継続している。(注3)

#### 〇 港湾

東京木材運輸㈱に対する港湾運送事業の許可の取消し事案について、4月 16日に説明を聴取し、同月 23日に説明聴取事案として認定した。

### 2 その他案件

#### 〇 現地調査

1月 15 日にイーグルバス㈱ときがわ 町せせらぎバスセンター、3月 10 日に 成田国際空港第3ターミナル、5月 28 日に日本航空安全啓発センター、6月9 日に自動車検査独立行政法人関東検査部

<sup>(</sup>注1) 同事案については7月7日に公聴会を開催し、7 月28日に指定することが適当である旨答申して いる。

<sup>(</sup>注2) 同事案については8月27日に指定することが 適当である旨答申している。

<sup>(</sup>注3) 同事案については7月9日に申請どおり認可することが適当である旨答申している。

について、それぞれ現地調査を行った。

## 〇 報告聴取等

28 件の案件について報告の聴取等を行った。



イーグルバス(株)ときがわ町せせらぎバス センターでの現地調査



成田国際空港第3ターミナルでの現地調 査



日本航空安全啓発センターでの現地調査





自動車検査独立行政法人関東検査部での 現地調査

# Ⅱ 運輸審議会審議事案等の処理状況

( 平成27年1月1日から ) 平成27年6月30日まで )

# 1 事案処理状況

	区	分		鉄 • 軌 道	自動車	航空	港湾	運輸安全	その他	計
答	申事	案 件	数	0	6	0	0	0	0	6
	公聴会	開催事案	件数	0	0	0	0	0	0	0
	意見聴耳	取実施事	と 件 数	0	0	0	0	0	0	0
	部 会 審	議事案	件 数	0	0	0	0	0	0	0
説明	恵 恵	事案	丰 数	2	0	0	1	0	0	3
事後	後 通 知	事案作	上 数	1	1	0	0	0	0	2

# 2 その他の状況

区分	鉄 • 軌 道	自動車	航空	港湾	運輸安全	その他	計
報告聴取等件数	2	6	2	1	1	16	28
現地調査件数	0	2	2	0	0	0	4

# Ⅲ 答申書

自動車

〇国土交通省告示第698号(平成27年6月4日)

国 運 審 第 1 0 号 平成 2 7 年 5 月 2 6 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5001号

平成27年4月28日付け国自旅第23号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性 化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、仙台市(道路運送法施行規則 第五条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」をいう。以下同 じ。)を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、一般乗用旅客自 動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

#### 理由

- 1. 国土交通大臣は、仙台市における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、仙台市を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域 (特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業 区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1)実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
  - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。
  - (1) 仙台市は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が2,585両で適正車両数の上限である2,453両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
    - ① 平成25年度の実働実車率は30.0%であり、平成13年度と比較して 12.7%減少している。
    - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが49.7%と1/3以上であり、前年度と比較して11.1ポイント増加している。
    - ③ 人口が約106万人の仙台市を含む営業区域である。
    - ④ 平成25年度の総実車キロが52,731,731キロであり、前年度と 比較して1.8%の減少となっている。
    - ⑤ 平成25年度の日車営収が26,248円であり、平成13年度と比較して26.9%減少している。また、平成25年度の日車実車キロが69.0

キロであり、平成13年度と比較して27.2%減少している。

- ⑥ 仙台市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な 主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏 まえた議論がなされ、本年4月8日付けで同協議会より特定地域の指定に同 意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、仙台市については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が仙台市を特定地域として指定することは適当であると認める。

#### 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
- (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 1 号 平成 2 7 年 5 月 2 6 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5002号

平成27年4月28日付け国自旅第23号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

### 主

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、秋田交通圏(道路運送法施行規則第五条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「秋田交通圏」をいう。以下同じ。)を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

#### 理由

- 1. 国土交通大臣は、秋田交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、秋田交通圏を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。
  - (1) 秋田交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が596両で適正車両数の上限である518両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
    - ① 平成25年度の実働実車率は25.5%であり、平成13年度と比較して23.6%減少している。
    - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが46.3%と1/3以上であり、前年度と比較して37.6ポイント増加している。
    - ③ 人口が約32万人の秋田市を含む営業区域である。
    - ④ 平成25年度の総実車キロが8,381,870キロであり、前年度と比較して2.8%の減少となっている。
    - ⑤ 平成25年度の日車実車キロが50.4キロであり、平成13年度と比較

して15.0%減少している。また、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値は7.775件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.567件を上回っている。

- ⑥ 秋田交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月30日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、秋田交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が秋田交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

## 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
  - (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
  - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 2 号 平成 2 7 年 5 月 2 6 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5004号

平成27年4月28日付け国自旅第23号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

### 主

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、熊本交通圏(道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「熊本交通圏」をいう。以下同じ。)を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

#### 理由

- 1. 国土交通大臣は、熊本交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、熊本交通圏を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1)実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。
  - (1) 熊本交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,941両で適正車両数の上限である1,740両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
    - ① 平成25年度の実働実車率は29.0%であり、平成13年度と比較して 13.6%減少している。
    - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが67.1%と1/2以上となっている。
      - ③ 人口が約73万人の熊本市を含む営業区域である。
    - ④ 平成25年度の総実車キロが31,012,799キロであり、前年度 と比較して1.1%の減少となっている。
    - ⑤ 平成25年度の日車実車キロが54.7キロであり、平成13年度と比

較して16.0%減少している。

- ⑥ 熊本交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の 多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の 意向を踏まえた議論がなされ、本年4月14日付けで同協議会より特定地 域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、熊本交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が熊本交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

### 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
- (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

# 〇国土交通省告示第835号(平成27年7月2日)

国 運 審 第 2 2 号 平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5006号

平成27年6月2日付け国自旅第32号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

### 主

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、奈良市域交通圏(道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「奈良市域交通圏」をいう。以下同じ。)を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

### 理由

- 1. 国土交通大臣は、奈良市域交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、奈良市域交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域 (特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業 区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。
  - (1) 奈良市域交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が366両で適正車両数の上限である330両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
  - ① 平成25年度の実働実車率は34.3%であり、平成13年度と比較して 18.0%減少している。
  - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが91.0%と1/2以上である。
  - ③ 人口が約36万人の奈良市を含む営業区域である。
  - ④ 平成25年度の総実車キロが6,978,330キロであり、前年度と比較して0.3%の減少となっている。
  - ⑤ 平成25年度の日車実車キロが65.7キロであり、平成13年度と比較して16.3%減少している。

- ⑥ 奈良市域交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年4月23日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、奈良市域交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が奈良市域交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

### 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
- (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 2 3 号 平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5007号

平成27年6月2日付け国自旅第32号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

### 主

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、広島交通圏(道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」をいう。以下同じ。)を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

### 理由

- 1. 国土交通大臣は、広島交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、広島交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1)実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。
  - (1) 広島交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が3,171両で適正車両数の上限である2,845両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
    - ① 平成25年度の実働実車率は30.7%であり、平成13年度と比較して 16.1%減少している。
    - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが72.3%と1/2以上となっている。
    - ③ 人口が約118万人の広島市を含む営業区域である。
    - ④ 平成25年度の総実車キロが66,367,406キロであり、前年度と 比較して1.5%の減少となっている。
    - ⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ26,851円及び77.7キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ19.3%及び22.

5%減少している。また、走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0791件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0509件を上回っている。さらに、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8.098件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.567件を上回っている。

- ⑥ 広島交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月27日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、広島交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が広島交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

#### 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
- (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 2 4 号 平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平27第5008号

平成27年6月2日付け国自旅第32号をもって諮問された上記の事案について 審議した結果、次のとおり答申する。

### 主

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、大分市(道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」をいう。以下同じ。)を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

### 理由

- 1. 国土交通大臣は、大分市における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、大分市を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)として指定することを予定している。
- 2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域 (特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業 区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
  - (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
- ② 赤字事業者車両数シェアが 1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10ポイント以上増加していること。
- (3)人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4)総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
  - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項 に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。
- 3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。
  - (1)大分市は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が841両で適正車両数の上限である708両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
  - ① 平成25年度の実働実車率は30.9%であり、平成13年度と比較して 18.0%減少している。
  - ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが72.2%と1/2以上である。
  - ③ 人口が約48万人の大分市を含む営業区域である。
  - ④ 平成25年度の総実車キロが14,962,130キロであり、前年度と 比較して1.2%の減少となっている。
  - ⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ21,416円及び61.3キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ12.8%及び21.

- 0%減少している。
- ⑥ 大分市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月1日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2)以上の状況に鑑みると、大分市については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が大分市を特定地域として指定することは適当であると認める。

#### 要望事項

- 1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化に とってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環 境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹 底していただきたい。
- (1)利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底 し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安 全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。
- 2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の 改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る 業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議 会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

# Ⅳ 説明聴取事案

## 1 鉄・軌道

認定月日	申 請 者	事 案 の 内 容
2月12日	WILLER TRAINS株式会社	鉄道事業再構築実施計画に基づき、第 二種鉄道事業者となるWILLER TRAINS ㈱の旅客運賃の上限設定認可申請(地 域公共交通の活性化及び再生に関する 法律第25条に基づくみなし認可)
2月12日	四日市あすなろう鉄道株式会社	鉄道事業再構築実施計画に基づき、第 二種鉄道事業者となる四日市あすなろ う鉄道㈱の旅客運賃の上限設定認可申 請(地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律第25条に基づくみなし認 可)

## 2 港湾

認定月日	申 請 者	事 案 の 内 容
4月23日	東京木材運輸株式会社	港湾運送事業(検量事業)の許可の取消し

# V 部会

# 運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
2月17日	運輸安全マネジメントの現状について	国土交通省2号館16階運輸安全会議室

(備考) 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

# VI 報告聴取等

年月日	事    案   名	説 明 部 局
1月6日	平成26年の審議状況について	運輸審議会審理室
1月8日	事業用自動車総合安全プラン2009の中間見直しについて	自 動 車 局
1月13日	タクシー事業における特定地域の指定基準について	自 動 車 局
1月20日	平成27年度総合政策局予算概要について	総合政策局
1月22日	北海道開発の将来展望に関するとりまとめについて	北 海 道 局
1月27日	平成27年度国土交通省税制改正について	総合政策局
1月29日	平成27年度鉄道局予算概要について	鉄 道 局
2月3日	平成27年度海事局予算概要について	海事局
2月10日	平成27年度自動車局予算概要について	自 動 車 局
2月17日	運輸安全マネジメントの現状について (運輸審議会・運輸安全確保部会 合同会議)	大 臣 官 房運輸安全監理官
2月19日	平成27年度港湾局予算概要について	港湾局
2月24日	海上輸送の安全にかかわる情報(平成25年度)について	海事局
2月26日	平成27年度航空局予算概要について	航 空 局
3月3日	海上保安業務の現状について	海上保安庁
3月5日	交通政策基本計画について	総合政策局
3月12日	産業での気候情報利活用に向けた取組について	気 象 庁
3月17日	我が国の観光の現状と今後の戦略について	観 光 庁
3月19日	高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針について	道路局
3月24日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道 建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案について	総合政策局
3月26日	タクシー事業における特定地域の指定基準について	自 動 車 局
3月31日	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を 改正する法律案について	鉄 道 局
4月2日	国土交通月例経済(平成26年10月、11月、12月、平成27年1月、2月)について	総合政策局
4月7日	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法 律案について	自 動 車 局
4月9日	海技教育の現状及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(海技教育機構及び航海訓練所の統合)について	
4月14日	新たなステージに対応した防災・減災のあり方について	大臣官房参事官(運輸安全防災)
4月21日	自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンについて	自 動 車 局
4月30日	羽田空港の機能強化について	航 空 局
5月14日	地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会報告書について	総合政策局

# Ⅲ 委員の構成等

## 〇委員

平成27年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区	分	氏		2	名
会長の職務を代理する		上	野	文	雄
会長の職務を代理する	常勤の委員	鷹	箸	有与	≥壽
委員(非常勤)		松	田	英	$\equiv$
委員(非常勤)		河	野	康	子
委員(非常勤)   委員(非常勤)   委員(非常勤)   委員(非常勤)		根	本	敏	則
委員(非常勤)		Щ	田	攝	子

## (備考)

委員の任命(新任) 山田 攝子 委員(平成27年3月2日付け)

### <新委員紹介>

# やまだ せっこ山田 攝子

昭和53. 3 早稲田大学法学部卒業 56. 4 弁護士登録(第一東京弁護士会) 山田法律事務所に入る 平成17. 5 山田・合谷・鈴木法律事務所(名称変更) 20.12 総務省電波監理審議会委員(~24.12) 21. 3 中野冷機(株)社外監査役 22. 4 山田法律事務所開設 27. 3. 2 運輸審議会委員

# ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成27年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

	区	分	氏		名	
部 会	長		鷹	箸	有字壽	豪
部 会	長の職務を代理す	ける 委 員	松	田	英 三	Ξ.
委 員			旦	田	攝	子
専門	委員		畄	本	満喜	子
専門	委員		河	内	啓 _	_
専門	委員		酒	井	<u> </u>	尃
専門	委員		ഘ	旨	巌	
専門	委員		谷	П	綾	子
専門	委員		中	條	武	芸
専 門	委員		村	Щ	義	夫

## 〇事案処理職員

平成27年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官	職	氏	名
大臣官房審議官 (運輸審議会審理室長)		若林	陽介
総合政策局運輸審議会審理室 調査官		林正	:尚
総合政策局運輸審議会審理室 課長補佐		木 村	久 美